

# みと 水都だより

第28号



**主な掲載内容**

- 現行の水道料金表と改定後の水道料金表の比較…………… 1ページ
- 水道料金改定の理由 ①施設整備の推進…………… 2ページ
- 水道料金改定の理由 ②財政の健全化…………… 3ページ
- 水道料金早見表ほか…………… 4ページ
- お水はかせの水道かいせつ…………… 5, 6ページ

発行：水戸市水道部水道総務課  
 〒310-0805  
 水戸市中央2-7-33水戸第一ビル  
 ☎029-231-4115

## 現行の水道料金表【1か月】 (消費税等5%含む)

用途	メータ口径mm	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> あたりの単価)					
		基本水量m <sup>3</sup>	金額						
一般用	13	10	861円	11～20m <sup>3</sup> 141.75円	1～20m <sup>3</sup> 141.75円	21～30m <sup>3</sup> 157.50円	31～50m <sup>3</sup> 173.25円	51～200m <sup>3</sup> 210.00円	201m <sup>3</sup> ～ 231.00円
	20		1,176円						
	25		1,449円						
	40		2,520円						
	50		4,725円						
	75		10,080円						
	100		16,800円						
	150		33,600円						
	200		51,450円						
特別用	13		451.5円	404.25円					
	20		756円						
	25		1039.5円						
	・		・						
	・		・						



料金体系が変わった箇所

## 改定後の水道料金表【1か月】 (平成26年4月から消費税等8%含む)

用途	メータ口径mm	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> あたりの単価)						
		基本水量m <sup>3</sup>	金額							
一般用	13	8	882.36円	9～10m <sup>3</sup> 46.44円	11～20m <sup>3</sup> 162.00円	1～20m <sup>3</sup> 162.00円	21～30m <sup>3</sup> 179.28円	31～50m <sup>3</sup> 196.56円	51～200m <sup>3</sup> 236.52円	201m <sup>3</sup> ～ 259.20円
	20		1,232.28円							
	25		1,543.32円							
	40		2,845.80円							
	50		5,336.28円							
	75		11,384.28円							
	100		18,973.44円							
	150		37,946.88円							
	200		58,106.16円							
特別用は廃止になります。(特別用をご利用のお客様は一般用になります)										

～改定後の料金の算出方法～

例：メータ口径20mmのお客様が1か月で20m<sup>3</sup>使用した場合  
 (基本料金) 1,232.28円  
 (従量料金9～10m<sup>3</sup>) 46.44円×2m<sup>3</sup>= 92.88円  
 +(従量料金11～20m<sup>3</sup>) 162円×10m<sup>3</sup>=1,620.00円  
 2,945.16円  
 ※請求時の金額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。

### 現行・改定料金の比較

(1か月で20m<sup>3</sup>使用した場合) 単位:円

メータ口径	現行料金	改定料金	差額
13mm	2,278	2,595	317
20mm	2,593	2,945	352
25mm	2,866	3,256	390

平成26年4月から水道料金体系を見直し、  
 水道料金を改定します (平均改定率 税抜7.9%)

# 水道料金改定の理由

## ① 【施設整備の推進】



平成25年10月に発生した水道管破裂の様子

本市の水道は、昭和5年から整備した多くの水道施設の経年劣化が進んでおります。これを放置すれば、水道管の破裂による断水や道路の陥没、あるいは施設の破損による水生産の停止など、市民生活や都市活動に大きな支障をきたす恐れがあります。そのため、経年劣化状況を把握し、更新事業を行うことが緊急の課題となっております。

平成23年に発生した東日本大震災では、浄水施設や水道管が被害を受け、市内全域で断水となりました。今後も大規模地震の発生が予測されており、東日本大震災を踏まえた施設の耐震化も重要な課題となっております。

## 施設整備の推進の目標

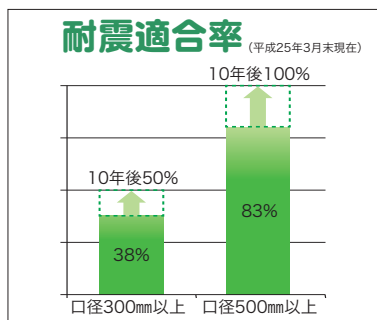


今後、老朽化した浄水場等の施設については、施設更新計画に基づく整備を行います。大口径の水道管については、取り替え工事を行う際に、耐震管（地震に強い水道管）へ取り替え、地震で壊れやすい管（石綿セメント管）を全て解消することを目標としました。今後の震災に備えた施設整備を進め、安全で良質な水道水を安定的に供給してまいります。

## 具体的な数値目標

今後10年間で以下の数値目標を達成します。

- ①口径500mm以上の管路の耐震適合率を100%にします。
- ②口径300mm以上の管路の耐震適合率を50%にします。
- ③石綿セメント管を解消（残存延長0m）します。



上記の数値目標を達成するため、平成26年度から平成30年度までの5年間では約89億円の費用が必要です。

安心安全な水道供給を次世代に引き継ぐため、水道料金の改定にご理解をお願いいたします



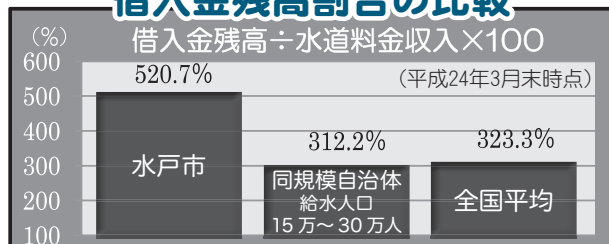
# 水道料金改定の理由

## ②【財政の健全化】

水道事業は皆さまからいただく水道料金から、経営に必要な費用をまかない、**経営しております。**  
近年、水道料金収入は、洗濯機やトイレなどの節水型機器の普及や節水意識の向上による使用量減少に伴い、**減収傾向にあります。**一方では、これまで施設整備を行うための財源として、借入に依存してきたことから、**借入金残高**（平成25年3月末時点）は**約220億円となっています。**この結果、借入金の返済に多額の費用を要し、残る資金が少ないため、**災害や事故など突発的な事象に、即時対応することが難しくなっています。**

このように厳しい経営状況であることから、**今後は借入に依存してきた経営体質を改め、財政の健全化を図る必要があります。**

### 借入金残高割合の比較



左の棒グラフは、財政の健全度を表す指標であり、値が低い方が健全な状態といえます。水戸市は他自治体と比較して割合が高いため、財政健全化の必要性が読み取れます。



## 財政の健全化の目標

借入金の返済額以上に借入れを行わないことを財政規律として、**借入金残高を縮減します。**さらに、東日本大震災の復旧に要した費用等を参考に、**災害や事故に即時対応できるよう、資金を確保します。**

### 具体的な数値目標

- 平成26年度から**借入額を返済額の90%**にします。
- 災害や事故に即時対応するための**資金を、平成30年度末までに約8億円確保**します。

## 水道料金体系の変更

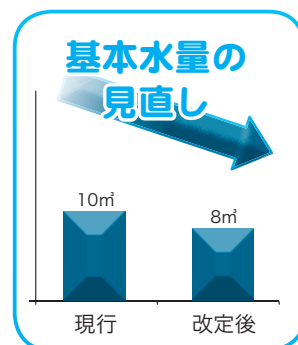
### 【基本水量の変更】

節水型機器の普及や節水意識の向上などにより、1か月10m<sup>3</sup>以下の使用世帯が多くなり、「節水して使用水量を減らしても料金が変わらない」という声が増えてきました。そのため、料金体系の見直しにより、基本水量を1か月10m<sup>3</sup>から8m<sup>3</sup>へ変更しました。

※基本水量とは・・・基本水量以内の使用であれば、基本料金だけの料金となります。基本水量を超過して使用した場合は、基本料金に従量料金が付加されます。

### 【特別栓の廃止】

公平・公正な分かりやすい料金体系とするため、特別用を廃止しました。これまで特別用をご利用のお客様は一般用になります。

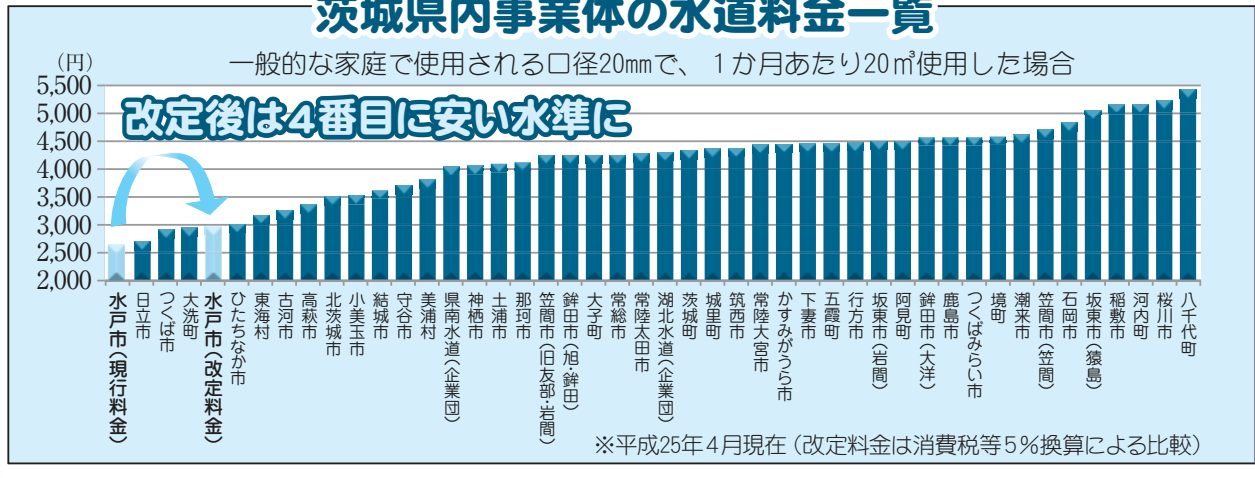


# 他事業者との水道料金水準の比較

本市の現行料金は茨城県内において、最も安い料金水準です。

改定後の料金は4番目に安い料金水準となります。

## 茨城県内事業者の水道料金一覧



## 改定後の水道料金早見表【2か月分】

平成26年4月から適用  
消費税等8%含む（単位：円）

水量 (m <sup>3</sup> )	口径			口径			口径			口径					
	13mm	20mm	25mm	13mm	20mm	25mm	13mm	20mm	25mm	13mm	20mm	25mm			
0	1,764	2,464	3,086	32	3,894	4,594	5,216	55	7,879	8,579	9,201	78	12,314	13,014	13,636
1				33	4,056	4,756	5,378	56	8,058	8,758	9,380	79	12,510	13,210	13,832
2				34	4,218	4,918	5,540	57	8,238	8,938	9,560	80	12,707	13,407	14,029
3				35	4,380	5,080	5,702	58	8,417	9,117	9,739	81	12,903	13,603	14,225
4				36	4,542	5,242	5,864	59	8,596	9,296	9,918	82	13,100	13,800	14,422
5				37	4,704	5,404	6,026	60	8,776	9,475	10,098	83	13,296	13,996	14,618
6				38	4,866	5,566	6,188	61	8,956	9,655	10,280	84	13,493	14,193	14,815
7				39	5,028	5,728	6,350	62	9,136	9,835	10,462	85	13,690	14,389	15,012
8				40	5,190	5,890	6,512	63	9,316	10,015	10,644	86	13,886	14,586	15,208
9				41	5,352	6,052	6,674	64	9,496	10,195	10,826	87	14,083	14,783	15,405
10	42	5,514	6,214	6,836	65	9,676	10,375	11,008	88	14,279	14,979	15,601			
11	43	5,676	6,376	7,000	66	9,856	10,555	11,190	89	14,476	15,176	15,798			
12	44	5,838	6,538	7,162	67	10,036	10,735	11,372	90	14,672	15,372	15,994			
13	45	6,000	6,700	7,324	68	10,216	10,915	11,554	91	14,869	15,569	16,191			
14	46	6,162	6,862	7,486	69	10,396	11,095	11,736	92	15,066	15,766	16,387			
15	47	6,324	7,024	7,648	70	10,576	11,275	11,918	93	15,262	15,962	16,584			
16	48	6,486	7,186	7,810	71	10,756	11,455	12,100	94	15,459	16,158	16,781			
17	49	6,648	7,348	7,972	72	10,936	11,635	12,282	95	15,655	16,355	16,977			
18	50	6,810	7,510	8,134	73	11,116	11,815	12,464	96	15,852	16,552	17,174			
19	51	6,972	7,672	8,296	74	11,296	11,995	12,646	97	16,048	16,748	17,370			
20	52	7,134	7,834	8,458	75	11,476	12,175	12,828	98	16,245	16,945	17,567			
21	53	7,296	7,996	8,620	76	11,656	12,355	13,010	99	16,441	17,141	17,763			
22	54	7,458	8,158	8,782	77	11,836	12,535	13,192	100	16,638	17,338	17,960			

※平成26年4月・5月・6月の請求分は、水道料金・消費税の経過措置より、上記表より安い請求額となる場合があります。

- ①水道料金改定の経過措置・・・4月1日以前から継続して使用している場合は、4月1日を基準とし日割り計算で算出します。
- ②消費税率改定の経過措置・・・4月1日以前から継続使用し、4月1日から4月30日までの間に金額が確定する場合は、旧税率5%が適用になります。

## 水道水は安全で経済的です

水道水は水道法により50項目の水質基準が設定されており、水質検査を行っています。また放射性物質の含有検査も行っていますので、乳幼児でも安心してお飲みいただけます。



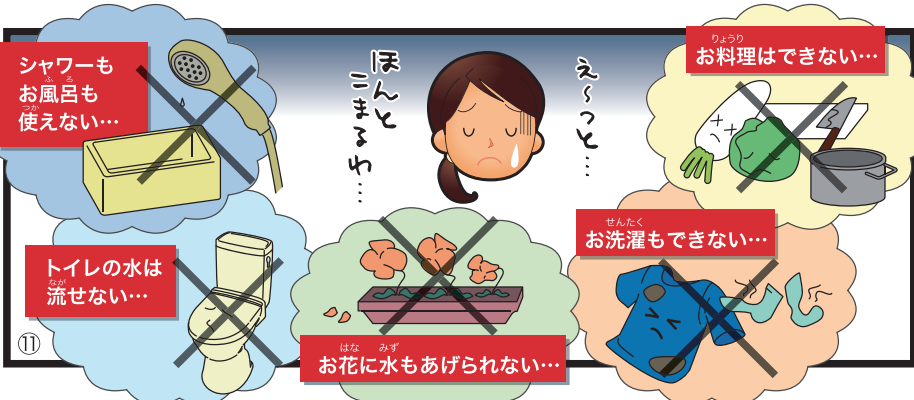
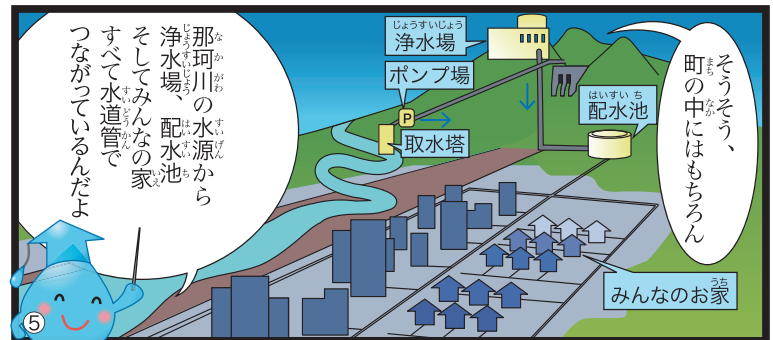
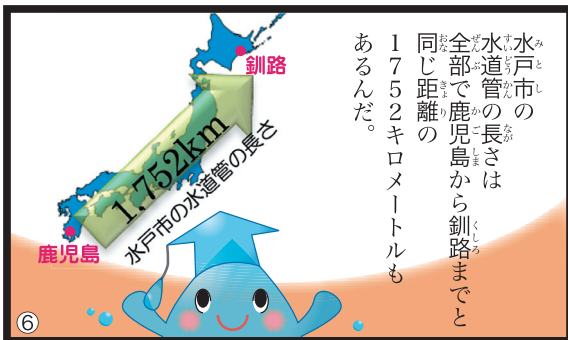
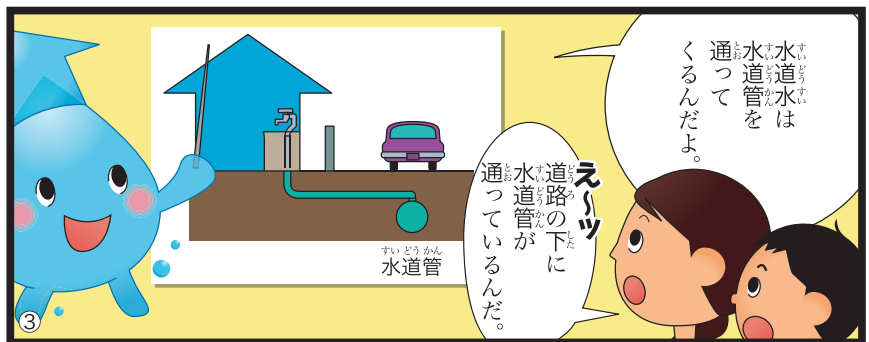
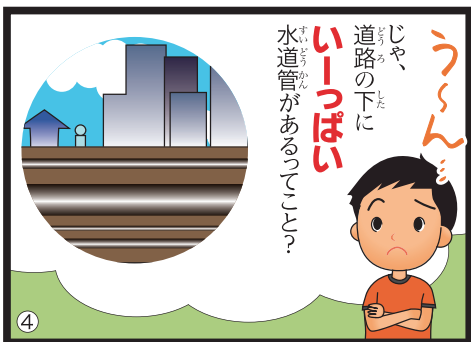
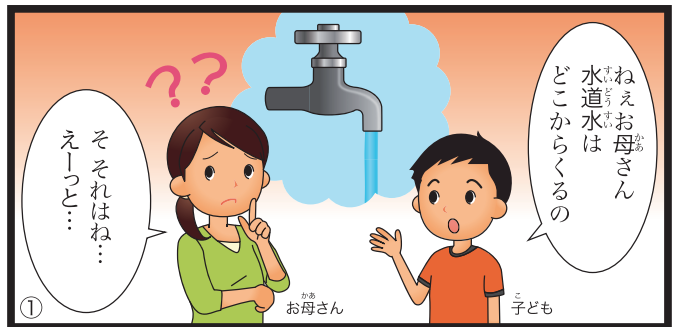
500ml = 約100円

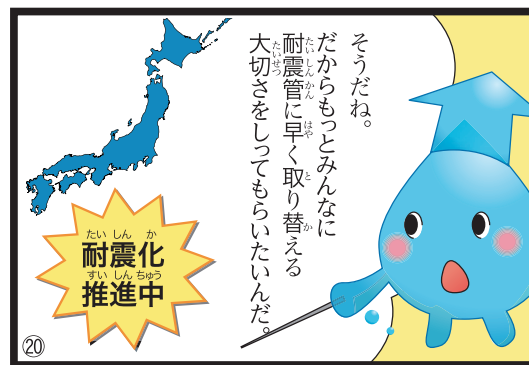
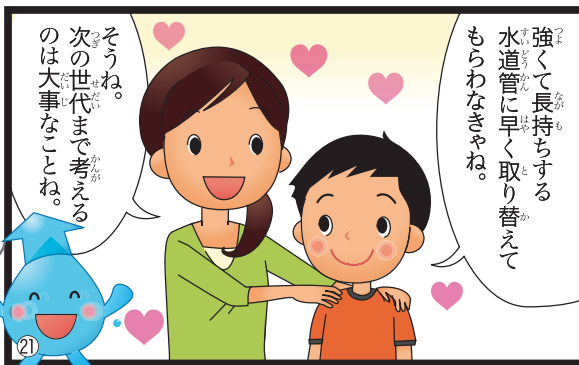
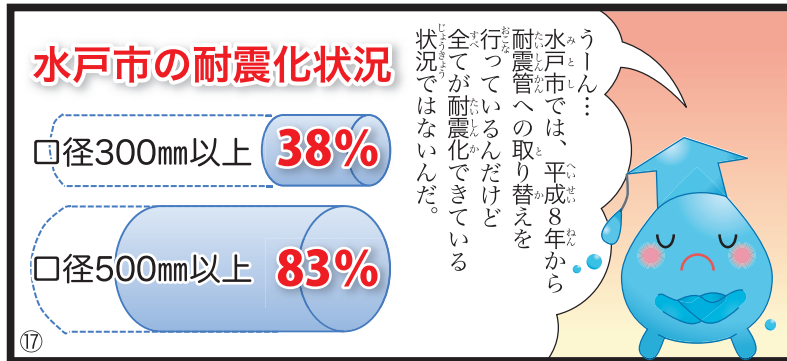
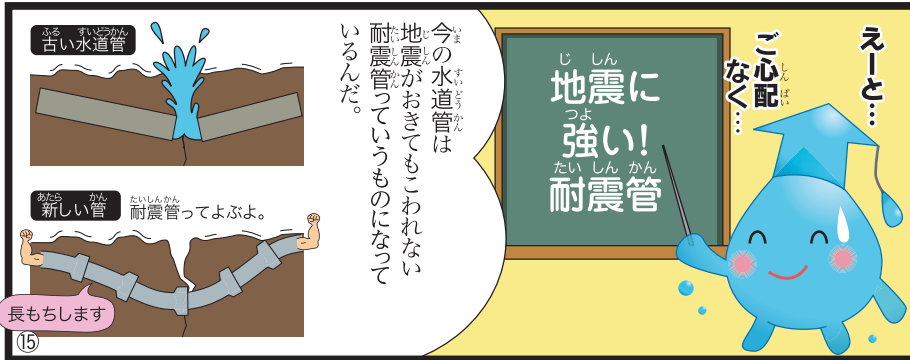
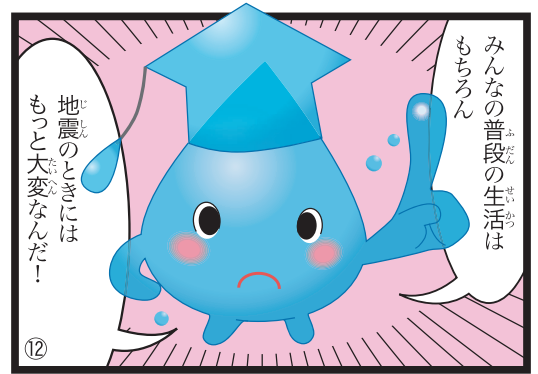
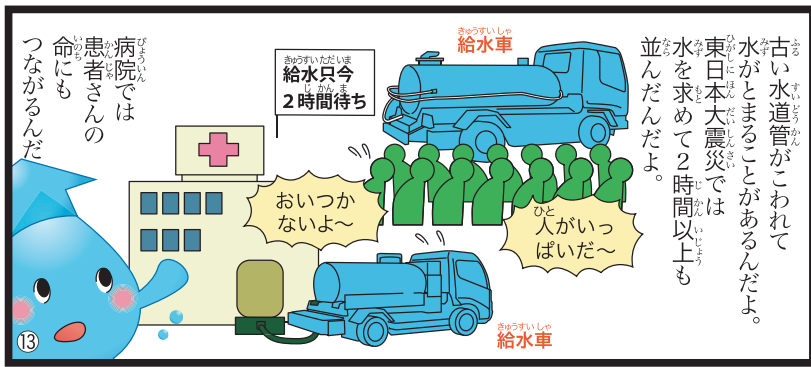
経済性



500ml = 約0.07円

# お水はかせの水道かいせつ





**お問合せ先** 料金改定に関することは水道総務課・経営企画係 (231-4115) までお問合せ下さい。

お問合せ内容	お問合せ先	電話	お問合せ内容	お問合せ先	電話
水道料金の支払方法について	料金課・収納係	231-4111 (お客様受付センター)	水道の故障や修理について	給水課・漏水防止係	231-4112
水道の使用開始・中止の申込み			道路上の漏水を見つけたとき		
水道の使用量やメータ検針について	料金課・検針係		給水装置の所有者の変更	給水課・給水係	
断水工事について	水道整備課・管理係	231-4113	水道の新設・改造・撤去・直結給水について		
水道事業の経営・出前教室について	水道総務課・経営企画係	231-4115	水道の指定工事店について	給水課・管理係	
水道水の水质検査について	浄水管理事務所	229-7141	赤水やにごり、出水不良について		
浄水場の見学申込み			ビルなどの受水槽について		

※漏水・断水・濁りなどの緊急の場合は、休日・夜間も受け付けています。(231-4111 ~ 4115)